

被災者に対する特別措置（検定料免除）について

平成 28 年熊本地震により被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。宝塚医療大学では、受験する受験生の勉学・受験の機会の確保を図り、平成 28 年熊本地震による被災者の経済的負担を軽減するため、次のとおり受験検定料の免除の特例措置を実施することになりました。

災害救助法の適用地域

平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る被害地域（2017 年度入試適用）

【熊本県】 熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町・南関町・長洲町・和水町、菊池郡大津町・菊陽町、阿蘇郡南小国町・小国町・産山村・高森町・西原村・南阿蘇村 上益城郡御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町・津奈木町、球磨郡錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町、天草郡苓北町

【大分県】 大分県別府市、由布市

受験検定料の免除について

1. 対象

自然災害等による災害救助法適用地域に本人または父母のいずれか（または家計維持者）が居住しており、下記のいずれかの要件を満たされる方。

- (1) 災害により父母のいずれか（または家計維持者）が亡くなられた場合
- (2) 災害により父母のいずれか（または家計維持者）が負傷され、一ヶ月以上の加療が必要な場合
- (3) 災害により父母のいずれか（または家計維持者）の家屋が全壊した場合、または損壊（火災）もしくは床上浸水により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる場合
- (4) その他、災害により受験検定料支弁が著しく困難となったと認められる場合

2. 期間

受験検定料の免除を受けることができる期間は、当該事由が発生した年度限りとします。

3. 免除内容

当該事由が発生した日以降に出願をおこなう、本学が定める入学試験の受験検定料を全額免除します。

4. 選考方法

提出された申請書および被災状況証明書等をもとに、学長が決定します。

5. 申請期限

原則として各入学試験の出願期間開始日までとします。

問い合わせ先：

宝塚医療大学入試課

Tel:0120-00-1239 Fax:072-736-8659

平日 10:00～17:00